

## 授業料減免制度

本学では、下記の4種の減免制度があります。

- ・特待生制度（授業料減免制度）
- ・入学後の成績優秀者を対象とする授業料減免制度（2年次第1期学納金より15万円減免）
- ・経済的な理由が生じた学生を対象とする授業料減免制度
- ・標準在学年数を超過した学生を対象とする授業料減免制度（適用人数：有資格者全員）

### 特待生制度（授業料減免制度）

入学試験（一般入試／AO入試／資格・免許活用型入試）（全11回）の各回において、下記の要件を満たした方には授業料を減免します。

**対象者** 入学試験（一般入試／AO入試／資格・免許活用型入試）の各回において、規程に基づき認定された特待生候補者の中から、理事長により決定された方。

**減免額** 1年次の第1期学納金（授業料等）（総額26万円）

## 奨学金制度ほか

### 【日本学生支援機構 奨学金】

- ・第一種奨学金（無利子）  
貸与月額／自宅通学者  
2万・3万・4万・5万4千円  
自宅外通学者  
2万・3万・4万・5万・6万4千円  
返還期間／最長20年以内
- ・第二種奨学金（有利子、利率3%上限）  
貸与月額／2万・3万・4万・5万・6万・7万・8万・9万・10万・11万・12万より希望する奨学金を選択  
返還期間／最長20年以内  
※2022年度実績  
※貸与条件については、日本学生支援機構HPをご確認ください。  
※本学入学後に募集を行います。詳しくは、本学入学後、4月に奨学金説明会を実施いたします。

### 【国の教育ローン（日本政策金融公庫）】

本学の入学者または在学者は、「国の教育ローン」を利用することができます。「国の教育ローン」は、教育のために必要な資金を融資する公的な制度で、入学時や在学中の費用として幅広く使うことができます。

- 利用できる方……………本学に入学者・在学者の保護者または本人  
ローンの金額……………350万円以内  
ローンの対象……………入学料・授業料・教科書費用・下宿費用等（1年間にかかる費用）  
返済期間……………15年以内（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収〈所得〉200万円〈122万円〉以内の方は18年以内）  
利息……………年1.95%（2022年11月1日現在）  
返済方法……………①毎月元利均等払い（ボーナス月（年2回）の増額返済可能）  
②在学期間中は利息のみの支払いが可能（元金据置）  
問い合わせ先……………教育ローンコールセンター（日本政策金融公庫国民生活事業）ナビダイヤル 0570-008656  
※ナビダイヤルがご利用いただけない場合は03-5321-8656におかけください。  
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

## 「日本学生支援機構の奨学金」と「国の教育ローン」はどこが違うの？

下表のとおり、利用者、お申込み時期、ご融資の受け取り方などに違いがあります。

制度の比較	日本学生支援機構の奨学金	国の教育ローン
利用者	学生本人	保護者 または 本人
お申込み時期	決められた募集時期	いつでも可能 (必要時期の2～3ヶ月前が目安)
ご融資の受け取り方	毎月定額	1年分まとめて
ご利用可能額	第一種奨学金：毎月2～4万円または5.4万円(※) (私立大学、自宅通学の場合) ※5.4万円とするには一定の要件があります。 第二種奨学金：毎月2～12万円から選択	1人あたり350万円以内 ※海外留学資金の場合は450万円以内
お申込み窓口	大阪保健医療大学(入学後)	日本政策金融公庫の各支店

# 福田学園提携オリコ学費サポートプラン

本学に入学するに際し、学費を貸与する制度です。  
希望者は合格後にオンライン学費サポートプランお申込み画面から、または  
下記の学費サポートデスクにお申込み下さい。

**利用できる方** 本学に入学または在学する学生の保護者等または本人(社会人)

**返済方法**

- ①通常返済
- ②ステップアップ返済

※在学中は分割払手数料のみお支払い。卒業後は通常返済に準じてのご返済。

<問い合わせ先>

（株）オリエントコーポレーション 学費サポートデスク  
TEL : 0120-517-325

【オンライン学費サポートプランお申込み画面】

<https://orico-web.jp/gakuhi/index.html?clientid=07580111>



## 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)

大阪保健医療大学の言語聴覚専攻科は、厚生労働省に「専門実践教育訓練講座」の指定講座です。

**教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)とは** ※一定の条件を満たした場合

入学・授業料の  
50%の額を支給  
(2年間で最大80万円)

本学を卒業後、1年以内に  
言語聴覚士の資格を取得し、  
雇用保険の被保険者として  
雇用された場合

追加

70%で専門実践教育訓練  
給付金を再計算し、  
既支給分の差額を支給  
(最大32万円)

合計

2年間で  
最大112万円

### ■教育訓練給付とは？

一定の条件を満たすことで、教育訓練経費(2年間で最大80万円)が支給される制度です。学費を納付後、半年ごとに支給されます。  
キャリアアップを目指す在职者・離職者を支援する制度です。

### ■給付を受けることができる方

本学に入学する時点で、通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している在職者または、過去に通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有し、入学日から遡って1年以内の離職者。

## さらに▶ 教育訓練支援給付金とは

制度拡充のポイント

初めて専門実践教育訓練(通信制、夜間制を除く)を受講する方のうち、受講開始時に45歳未満であること、かつ訓練期間中失業状態にある場合など一定の条件を満たす場合には、別途、「教育訓練支援給付金」が支給されます。 ※2025年3月31日までの時限措置

### ■支給額

当該訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当の日額と同様に計算して得た額に80%の割合を乗じて得た額に、2か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額を支給します。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の日額は、基本手当の日額と同様に計算して得た額に50%の割合を乗じて得た額になります。

詳しくはハローワークやHPなどでご確認ください。

■問い合わせ先 お住まいの地域を管轄するハローワーク

◎ハローワークホームページ [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)  
(教育訓練給付制度のページ)

